

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

令和6年2月8日

支出負担行為担当官

札幌開発建設部長 小林 幹男

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

石狩川下流降雨予測情報外提供

(出水時における迅速な水防活動や住民避難判断等に資するための降雨予測等の気象情報についての提供役務)

(2) 業務内容

- ア 降雨予測情報提供
- イ 定期降雨解説提供
- ウ 流域総水量予測情報提供（定時）
- エ 包蔵水量情報提供
- オ 気象情報提供（分布型洪水予測対応）
- カ 防災携帯メールへの気象情報提供
- キ 大雨時緊急メール配信
- ク MSM予測雨量情報提供
- ケ 土石流監視システム降雨予測情報提供
- コ ダム流入量予測情報提供
- サ ダム流域気象概況情報提供

(3) 履行期間 令和6年4月1日 から 令和7年3月31日 まで

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く）。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 業務執行体制に関する要件

ア 気象業務法（昭和27年法律第165号）第17条の規定に基づく予報業務の許可を有していること。

イ 北海道内の予報許可を有していること。

ウ 上記1(2)に掲げる業務を24時間体制で提供できること。

エ 気象庁が提供する各種情報を受信できる機器を保有するとともに、発注者に対して必要な情報提供を行う機器（ソフトウェアを含む。）を有していること。

(5) 業務実績に関する要件

ア 平成25年度以降に完了した業務において、以下に示す「同種業務」を1件以上履行し

た実績があること。

- ・「同種業務」：気象に関する情報提供を行う業務

次に掲げる資格等を有する者を管理技術者及び業務担当者として配置できること。

なお、配置予定の管理技術者及び業務担当者は、提案者と直接的かつ恒常的な雇用関係（企画提案書の提出日において3か月以上直接雇用していることをいう。）にあること。

また、当該配置予定の管理技術者が外国資格を有する者（我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する者に限る。以下同じ。）である場合は、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当との国土交通大臣認定（土地・建設産業局建設市場整備課（組織改正前の所管局課による認定（旧建設大臣認定を含む。）を含む。以下同じ。））を受けている必要がある。

(7) 管理技術者

下記に掲げるいずれかの資格を有する者であって、平成25年度以降に上記アに示す「同種業務」における1件以上の実績があること。

- ① 技術士（総合技術監理部門（建設））
- ② 技術士（総合技術監理部門（応用理学））
- ③ 技術士（建設部門）
- ④ 技術士（応用理学部門）
- ⑤ 気象予報士
- ⑥ RCCM
- ⑦ 土木学会認定技術者資格制度における特別上級土木技術者、上級土木技術者及び1級土木技術者

(8) 業務担当者

気象予報士の資格を有する者であること（業務実績は求めない。）。

なお、業務担当者は、4名以上配置すること。

- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態を継続している者でないこと。

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8506 札幌市中央区北2条西19丁目

北海道開発局 札幌開発建設部 契約企画課 調達スタッフ

電話 011-611-0269 電子メール : hkd-sp-choutatsu@gxb.mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間

令和6年2月8日 から 令和6年3月4日 まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、8時30分から17時15分まで。）

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

交付場所において直接交付する。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和6年3月4日 12時00分 上記(1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（送達記録のあるものに限る。）によること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは実施しない。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨　　日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口　　3(1)と同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案書を提出する者（以下「提案者」という。）側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）に基づく指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づく開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係が生じるものではない。
- (8) 本業務に係る契約の締結は、令和6年4月1日を予定しているが、予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日に契約を締結する。また、暫定予算となつた場合は、暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (9) その他の詳細は説明書による。